

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

**第二百五十二条の十九** 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 十三 略

2 略